

官報

号外 昭和三十五年六月二十日

○国第三十四回
參議院會議錄第二十六號

第一一 昭和三十五年五月のチリ
地震津波による災害に伴う公営

議事日程 第三十四号
昭和三十五年六月三十日
午前十時開議
(内閣提出、衆議院送付)
第一二 裁判官の災害補償に関する

第一 道路交通法案（内閣提出
衆議院回付）

第二 軍需省設置法の一部を改正
する法律案（内閣提出、衆議院送
付）

第三 裏地賃貸又者間道開宣(内閣提出、衆議院送付)

第四 治安法（内閣提出、衆議院送付）

送付) 第五 建設省設置法の一部を改正
付る法律案(内閣提出、衆議院送付) 第二五 天災による被害を受けた農業者等の扶助

送付)第六 外務省設置法の一部を改正
者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する
主参考法: 外務省設置法、支那事務局規則

第七 薬事法案(内閣提出)
送付)

第一六 昭和三十五年五月のチリ
地震津波による災害を受けた水

第九 公共工事の前払金保証事業
に関する法律の一部を改正する
特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

第一〇 昭和三十五年五月のチリ
地震津波による災害を受けた地

る特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

昭和三十五年六月二十日 参議院会議録第二十六号 議長の報告

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同和対策審議会設置法案

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

東海道幹線自動車国道建設法案

内閣委員会に付託

建設委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

地方行政委員会に付託

天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案

農林水産委員会に付託

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

商工委員会に付託

第三条第三号中「日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（以下「行政協定」という。）を「合衆国軍協定」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 合衆国軍協定第十八条

第五項(イ)の規定により同項の他の規定の適用を受けない請求のあつせん及びこれに関する紛争の処理

二　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律による損失の補償

安全保障条項第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「協定」という。)に改める。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「合衆国」「米国」とは、アメリカ合衆国をい

衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法

ための漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律

第一條（調査方設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号））の一部を次のように改正する。

第三条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項(イ)に規定する諸機関（以下「諸機関」という。）の需要する労務の調

第八条第三号を次のように改め
三　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）の施行に關すること。
第九条第一号中「駐留軍等のため」を「駐留軍等及び諸機関のため」に改める。
第十二条第一項第一号を次のように改め

七年法律第六十一条の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び

5 この法律において「被用者」とは、協定第十四条第一項に規定する人及び被用者をいう。

6 この法律において「軍人用服装機関等」とは、協定第十五条第一項(2)に規定する諸機関をいふ。

第三条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国と

（第六条第一項中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（以下「条約」という。）」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」に改め、「アメリカ合衆国軍隊」の下に「、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五条第一項(2)に規定する諸機関」を加える。）

第一章	法務省關係	(第十二条)	
第二章	第五章	大蔵省關係	(第十六条)
第三章	第六章	厘金省關係	(第二十四条)
第四章	第七章	工商產業省關係	(第二十五条)
第五章	第八章	運輸省關係	(第二十七条)
第六章	第九章	郵政省關係	(第二十九条)
第七章	第十章	第三十二条)	(第三十二条)
附則			

第四条第十三号の次に次の二号を加える。
十三の二 諸機関との間に労務の提供に関する契約を締結すること。
第七条第十六号中「行政協定」を「合衆国軍協定」に改め、同号の次に次の二号を加える。
十六の一 合衆国軍協定第十八
条第五項(四)の規定により同項の他の規定の適用を受けない請求のあつせん及びこれに關する紛争の処理に關すること。

協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第二百四十号）第十二条第二項の規定により、内閣総理大臣の諮問に応じ、意見を述べることができる。

3 この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

4 この法律において「合衆国軍隊の構成員等」とは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族をいう。

合衆国軍隊の地位に関する協定に改める。

2 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の実施に伴う行政協定を「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の陸軍、空軍及び海軍をいう。

3 この法律において「合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

4 この法律において「契約者等」とは、協定第十四条第一項に規定する人(法人を除く)及び同項に規定する被用者をいう。

5 この法律において「軍人用販売機関等」とは、協定第十五条第一項(a)に規定する諸機関をい

う。

第九条第一号中「部隊又は合衆国軍隊の構成員の携帯品」を「部隊の携行品」に改め、同条第四号中「郵便物」を「公用郵便物」に改め

る。

第二十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律

に関する法律

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「協定」という。)」に改める。

第二条 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国におけるアメリカ合衆国軍隊の陸軍、空軍及び海軍をいう。

第三条 この法律において「合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

第四条 この法律において「合衆国軍隊の構成員」「軍属」又は「家族」とは、協定第十四条第一項に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

第五条 この法律において「合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族」とは、協定第十五条第一項に規定する人及び被用者をいう。

第六条 この法律において「軍人用販

売機関等」とは、協定第十六条に規定する諸機関をい

う。

第七条 この法律において「合衆国軍隊の携行品」を「部隊の携行品」に改め、同条第四号中「公用郵便物」を「郵便物」に改め

る。

第二十二条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律

に関する法律

第一条中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「協定」という。)」に改める。

第二条 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国におけるアメリカ合衆国軍隊の陸軍、空軍及び海軍をいう。

第三条 この法律において「合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

第四条 この法律において「合衆国軍隊の構成員」「軍属」又は「家族」とは、協定第十四条第一項に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

第五条 この法律において「合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族」とは、協定第十五条第一項に規定する人及び被用者をいう。

第六条 この法律において「軍人用販

売機関等」とは、協定第十六条に規定する諸機関をい

う。

第七条 この法律において「合衆国軍隊の携行品」を「部隊の携行品」に改め、同条第四号中「公用郵便物」を「郵便物」に改め

る。

第二十三条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)の一部を次のように改め

る。

第二十四条 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十四号)の一部を次のように改め

る。

第三条に基づく行政協定の実施に伴う國稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)の一部を次のように改め

る。

第四条 この法律において「製造たばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十四号)の一部を次のように改め

る。

第五条 この法律において「製造たばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十四号)の一部を次のように改め

る。

第六条 この法律において「製造たばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十四号)の一部を次のように改め

る。

第七条 この法律において「製造たばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十四号)の一部を次のように改め

る。

第八条 この法律において「製造たばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十四号)の一部を次のように改め

る。

第九条 この法律において「製造たばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十四号)の一部を次のように改め

る。

第十条 この法律において「製造たばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十四号)の一部を次のように改め

る。

合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う國稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)の一部を次のように改め

る。

第十二条 この法律において「製造たばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)の一部を次のように改め

る。

第十三条 この法律において「製造たばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)の一部を次のように改め

る。

第十四条 この法律において「製造たばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)の一部を次のように改め

る。

第十五条 この法律において「製造たばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)の一部を次のように改め

る。

第十六条 この法律において「製造たばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)の一部を次のように改め

る。

第十七条 この法律において「製造たばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)の一部を次のように改め

る。

第十八条 この法律において「製造たばこ専売法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第二百四十九号)の一部を次のように改め

る。

リカ合衆国との間の安全保障条約
第三条に基く行政協定に伴う刑事
特別法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百六十四号)
附則第二項及び第三項の規定の定
あるところによる。

2 この法律の施行前に合衆国軍事
裁判所又は合衆国軍隊によつてさ
れた抑留又は拘禁についての刑事
補償法(昭和二十五年法律第一号)
の適用に関しては、なお従前の例
による。

(第十六条関係の経過規定)

第十一條 日本国とアメリカ合衆国
との間の安全保障条約に基づき駐
留するアメリカ合衆国軍隊のため
にこの法律の施行前に労務に服し
た者に対してこの法律の施行後に
おいて支払うべき給料その他の給
与の支払に係る委託については、
(第十九条関係の経過規定)

第十二条 この法律による改正前の
日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障条約第三条に基く行政協
定の実施に伴う所得税法等の臨時
特例に関する法律(以下「旧所得税
法等特例法」という。)第三条第一
項第三号に規定する個人契約者若
しくは同項第四号に規定する被用
者の被用者又は同号に規定する法人
契約者の行為とみなす。

この法律の施行前に旧所得税法
等特例法第九条第一項又は第十条
第一項の規定の適用を受けた物品
(物品税法(昭和十五年法律第四
十号)第一条第一項に規定する物
品をいう。以下この条において同
じ。)又は揮発油(揮発油税法(昭
和三十二年法律第五十五号))第二
条第一項に規定する揮発油をい
う。以下この条において同じ。)
で、次項に規定するもの以外のも
のについては、これを新所得税法
等特例法第九条第一項又は第十条
第一項の規定の適用を受けた物品
又は揮発油とみなして、同法第十
一条(当該物品又は揮発油のうち
この法律の施行前に旧所得税
法等特例法第九条第二項又は第十
条第二項に規定する証明がされな
かつたものについては、新所得税
法等特例法第九条第二項又は第十
条第二項及び第十一条)の規定を
適用する。

3 旧所得税法等特例法第九条第一
項又は第十条第一項の規定の適用
前にこれららの規定に規定する証明
を受けなかつたときは、この法律
による改正後の日本国とアメリカ
合衆国との間の相互協力及び安全
保障条約第六条に基づく施設及び
区域並びに日本国における合衆国
軍隊の地位に関する協定の実施に
伴う所得税法等の臨時特例に関する
法律(以下「新所得税法等特例法」と
いう。)第三条第一項第五号
若しくは第六号又は第四条第二号若
しくは第三号に規定する行為をし
が、この法律の施行前に旧所得税
法等特例法第九条第二項又は第十
条第二項及び第十一条)の規定を
適用する。

合衆国との間の相互協力及び安全
保障条約第六条に基づく施設及び
区域並びに日本国における合衆国
軍隊の地位に関する協定の実施に
伴う所得税法等の臨時特例に関する
法律(以下「新所得税法等特例法」と
いう。)第三条第一項第五号
若しくは第六号又は第四条第二号
若しくは第三号に規定する個人契
約者若しくは同項第四号に規定す
る被用者又は同号に規定する法人
契約者の行為とみなす。

この法律の施行前に旧所得税法
等特例法第九条第一項又は第十条
第一項の規定の適用を受けた物品
(物品税法(昭和十五年法律第四
十号)第一条第一項に規定する物
品をいう。以下この条において同
じ。)又は揮発油(揮発油税法(昭
和三十二年法律第五十五号))第二
条第一項に規定する揮発油をい
う。以下この条において同じ。)
で、次項に規定するもの以外のも
のについては、これを新所得税法
等特例法第九条第一項又は第十条
第一項の規定の適用を受けた物品
又は揮発油とみなして、同法第十
一条から第十三条まで及び附則
第三項(当該物品のうち、旧関税
法等特例法第六条第三号に掲げる
もので、この法律の施行前に旧關
税法等特例法第八条に規定する証
明がされなかつたものについて
は、新関税法等特例法第八条、第
十条から第十三条まで及び附則第
三項)の規定を適用する。

2 前項の規定の適用を受ける物品
について、この法律の施行前に旧
関税法等特例法の規定に基づいて
された処分又は手続は、新関税法
等特例法の規定に基づいてされた
処分又は手續とみなす。

3 旧関税法等特例法第六条の規定
行前に旧関税法等特例法第十一条
第一項に規定する譲渡若しくは同
法第十二条第一項に規定する譲受
け又は同法附則第三項に規定する
譲受けをされたものについては、
なお従前の例による。

(第二十条関係の経過規定)

第十三條 この法律の施行前にこの
法律による改正前の日本国とアメ
リカ合衆国との間の安全保障条約
第三条に基く行政協定の実施に伴
う関税法等の臨時特例に関する法
律(以下「旧関税法等特例法」と
いう。)第六条の規定の適用を受け
た物品で、第三項に規定するもの
以外のものについては、これをこ
の法律による改正後の日本国とア
メリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六条に基づく施
設及び区域並びに日本国における
合衆国軍隊の地位に関する協定の
実施に伴う関税法等の臨時特例に
関する法律(以下「新関税法等特例
法」という。)第六条の規定の適用
を受けた物品とみなして、同法第
三条に基く行政協定の実施に伴う
関税法等の臨時特例に関する法律
の一部を改正する法律附則第三項
の規定に基づいてされた処分又は
手續とみなす。

(第二十四条関係の経過規定)

第十四條 この法律による改正前の
日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障条約第三条に基く行政
協定の実施に伴う関税法等の臨時
特例に関する法律の一部を改正す
る法律附則第三項の規定に基づ
いてされた処分又は手續は、この法
律による改正後の日本国とアメリ
カ合衆国との間の安全保障条約第
三条に基く行政協定の実施に伴う
関税法等の臨時特例に関する法律
の一部を改正する法律附則第三項
の規定に基づいてされた処分又は
手續とみなす。

(附則の適用に関する経過規定)

第十五條 この法律の施行前にした
行為及び附則第十二条第三項又は
附則第十三条第三項の規定により
従前の例によることとされる物品
に係るこの法律の施行後にしてた行
為に對する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

等特例法の規定に基づいてされた
処分又は手續とみなす。

3 旧関税法等特例法第六条の規定
行前に旧関税法等特例法第十一条
第一項に規定する譲渡若しくは同
法第十二条第一項に規定する譲受
け又は同法附則第三項に規定する
譲受けをされた物品(当該物品を
副産物を含む。)で、この法律の施
行前に旧関税法等特例法第十一条
第一項に規定する譲渡若しくは同
法第十二条第一項に規定する譲受
け又は同法附則第三項に規定する
譲受けをされたものについては、
なお従前の例による。

(第二十五条関係の経過規定)

第十六條 この法律の施行前にした
行為及び附則第十二条第三項又は
附則第十三条第三項の規定により
従前の例によることとされる物品
に係るこの法律の施行後にしてた行
為に對する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

本法律案は、題名の示す通り、現行
の日米安全保障条約及び行政協定にか
わる新安全保障条約及び地位協定の締
結に伴い、国内関係法令の整理を行な
うものであります。内容といたしま
しては、改正される法律三十一件及び
ボツダム政令一件に及んでおります
が、大部分は関係法令中に引用されて
おります。条約及び協定の名称変更等に
かかる技術的なものであります。現行
行政協定の規定が地位協定において改
められたことに伴う国内法の実質的改
正といたしましては、協定の税關検査
機関の労務が原則として間接雇用にな
ることに伴う調達府設置法等の一部改
正、並びに民事上の請求権の処理に關
する規定の改正に伴う税關法等特例法
の一部改正、米軍のためのいわゆる特殊契約者
について新たに指定要件が加えられた
ことと伴う所得税法等特例法の一部改
正、並びに民事上の請求権の処理に關
する規定が改められたことに伴う調達
府設置法及び民事特別法の一部改訂が
そのおもなものであります。なお、附
則におきましては所要の経過措置が定
められております。

この法律案は、去る五月二十日、新
規約及び協定とともに衆議院より送付
され、本特別委員会に付託されまして
審議が行なわれたのであります。そ
の詳細は会議録により御承知願いたい
と存じます。

委員会は、六月二十日、本案に対
する質疑を終え、討論を省略し、採決を

行ないました結果、本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもつて可決せられました。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第一、道路交通法案(内閣提出、衆議院回付)を議題といたします。

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十五年六月十七日

衆議院議長 潟瀬 一郎

(小字は衆議院修正)

(信号機の設置等)

第四条 都道府県公安局(以下「公安局」といふ。)又はその委

任を受けた者は、道路における危

険を防止し、その他交通の安全と

円滑を図るために必要があると認め

るときは、信号機を設置し、及び

管理することができる。

2 道路を通行する歩行者(小児用の車を含む。以下同じ。)又は車両等は、信号機の表示する信号に従わなければならぬ。

3 公安委員会は、交通のひんぱんな交差点その他交通の危険を防止するため必要と認められる場所には、信号機を設置するようつとめなければならない。

134 信号機の表示する信号の意味その他の信号機について必要な事項は、政令で定める。

(罰則) 第二項については第百一十九条第一項第一号、同条第二項、第三百二十一条第一項第一号、第三百二十二条

(目が見えない者、幼児等の保護) 第十四条 目が見えない者(目が見えない者に準ずる者を含む。以下同じ。)は、道路を通行するときは、白色に塗つたつえを携えて道路を通行しなければならない。

2 目が見えない者以外の者(耳がきこえない者を除く。)は、白色に塗つたつえを携えて道路を通行してはならない。

3 児童(六歳以上十三歳未満の者をいう。以下同じ。)若しくは幼児(六歳未満の者をいう。以下同じ。)を保護する責任のある者は、交通のひんぱんな道路又は踏切若しくはその附近の道路において、児童若しくは幼児に遊戯をさせ、又は自ら若しくはこれに代わる監護者が付き添わないので幼児を歩行させてしまらない。

4 児童又は幼児が小学校又は幼稚園に通つた道路を通行している場合において、講導、合団その他の適当な措置をとることが必要と認められる場所については、警察官その他の職務に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を行ふことができるようつとめなければならぬ。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなれば、これより本案の採決をいたします。本案の衆議院修正に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもつて可決せられました。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第一、道路交通法案(内閣提出、衆議院回付)を議題といたします。

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十五年六月十七日

衆議院議長 松野鶴平殿

(小字は衆議院修正)

(信号機の設置等)

第四条 都道府県公安局(以下「公安局」といふ。)又はその委

任を受けた者は、道路における危

険を防止し、その他交通の安全と

円滑を図るために必要があると認め

るときは、信号機を設置し、及び

管理することができる。

2 道路を通行する歩行者(小児用の車を含む。以下同じ。)又は車両等は、信号機の表示する信号に従わなければならぬ。

(道路の交通に関する調査) 第百一条 公安委員会は、この法律の規定により行なう道路における交通量、車両等の通過の規制の適正を認めるため、該道路の交通に関する調査をその管理に属する都道府県警察の警察官に行なわせることがある。

2 前項の規定による道路の交通に関する調査をするため特に必要があると認めるときは、当該警察官は、道路を通行する車両等の運転者に対し、当該調査をするため必要な限度において、「一時当該車両等を停止することを求め、及び当該車両等の通行の経路について質問することができる。

3 公安委員会は、第一項の規定による調査を行なつた場合において、必要があると認めるときは、その道路の管理者又は関係行政庁に對し、意見を付してその調査の結果を通知するものとする。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなれば、これより本案の採決をいたします。本案の衆議院修正に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもつて可決せられました。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 日程第一、道路交通法案(内閣提出、衆議院回付)を議題といたします。

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月二十九日

衆議院議長 中野 文門

(小字は衆議院修正)

(信号機の設置等)

第四条 都道府県公安局(以下「公安局」といふ。)又はその委

任を受けた者は、道路における危

険を防止し、その他交通の安全と

円滑を図るために必要があると認め

るときは、信号機を設置し、及び

管理することができる。

2 道路を通行する歩行者(小児用の車を含む。以下同じ。)又は車両等は、信号機の表示する信号に従わなければならぬ。

3 児童(六歳以上十三歳未満の者をいう。以下同じ。)若しくは幼児(六歳未満の者をいう。以下同じ。)を保護する責任のある者は、交通のひんぱんな道路又は踏切若しくはその附近の道路において、児童若しくは幼児に遊戯をさせ、又は自ら若しくはこれに代わる監護者が付き添わないので幼児を歩行させてしまらない。

4 児童又は幼児が小学校又は幼稚園に通つた道路を通行している場合において、講導、合団その他の適当な措置をとすることが必要と認められる場所については、警察官その他の職務に居合わせた者は、これらの措置をとることにより、児童又は幼児が安全に道路を行ふことができるようつとめなければならない。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなれば、これより本案の採決をいたします。本案の衆議院修正に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。(拍手)

135 日程第五、建設省設置法の一部を改正する法律案

正する法律案、日程第六、外務省設置法の一部を改正する法律案

正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

以上五案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕 ○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。

正する法律案、日程第五、建設省設置法の一部を改正する法律案

正する法律案、日程第六、外務省設置法の一部を改正する法律案

正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)、

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

十四の二 地方公共団体の区域の変更に関する処分をし、又はこれに關する都道府県知事の処分の届出を受理し、及びこれらの場合において、その旨を告示するとともに、関係行政機関に通知すること。

十四の三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定に基づき、都道府県の機関が行なう処分に関する訴願を裁決し、及び都道府県知事の請求に係る審査の裁定を行なうこと。

十四の四 都道府県が加入する地方公共団体の協議会又は組合の設立及び都道府県が行なう機関の共同設置又は事務の委託を許可し、並びにこれらに關する規約の変更を許可し、及び届出を受理すること。

十四の五 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興を行なうこと。

十四の六 奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十号）の施行に關する事務を行なうこと。

十四条第十六号中「示すこと」を「示し、並びに町村職員恩給組合連合会の定款及びその変更を認可する」と改め、同条第二十一号中「内閣総理大臣を通じて」を削り、同条第三十一号を次のように改める。

三十ー 刪除

第四条第三十四号を次のように改める。

三十四 消防団員等公務災害補償責任共済基金の定款の変更を認めること。

可し、役員を任命し、及び事業計畫等を承認すること。

第四条第三十四号の次に次の二号を加える。

三十四の二 消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）の規定に基づき、市町村の消防施設に対し補助金を交付すること。

三十四の三 前号に掲げるもののほか、消防の組織及び運営に関する制度を企画し、及び立案し、消防職員等の教養訓練を実施し、消防に関する試験研究を行ない、並びに消防施設の整備その他消防の運営に關し指導すること。

三十四の四 前号に次の一号を加える。

三十四の五 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興を行なうこと。

三十四の六 奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十号）の施行に關する事務を行なうこと。

三十四の七 則除

め、同条第三号中「地方自治法」を「地方自治法（第二百六十六条）を除く。」の規定に、「補佐すること」を「助言その他の援助をすること」と改め、同条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

五の三 奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十号）の規定に基づき、市町村の消防施設に対し補助金を交付すること。

五の四 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

五の五 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

五の六 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

五の七 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

五の八 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

五の九 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

五の十 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

五の十一 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

五の十二 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

五の十三 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

五の十四 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

五の十五 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

五の十六 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

五の十七 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

五の十八 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

五の十九 合併市町村の建設に関する計画の指導その他市町村の育成及び振興に關すること。

限は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百六十六条）の定めるところによる。

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第一条 この法律の施行の際現に総理府及び自治庁の附屬機関である機関並びに国家消防本部に附置されている機関で自治省及び消防庁の相当の附屬機関となるものの委員（予備委員を含む。以下この条において同じ。）である者は、それぞれ自治省及び消防庁の相当の附屬機関の委員となるものとし、この法律の施行の際現に自治省及び国家消防本部の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて自治省の職員となるものとする。

第一条 この法律の施行の際現にこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他のこれらに準する処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準する処分とみなす。

第一条 この法律の施行の際現にこの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準する処分とみなす。

対してした許可、認可その他これらに準する処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正に基づいて、自治大臣又は消防庁に對してした許可、認可その他これらに準する処分の申請、届出その他の行為とみなす。

対してした許可、認可その他の行為とみなす。

一 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）
二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）
三 耐火建築促進法（昭和二十七年法律第一百六十号）
（地方公務員法等の一部改正）
第三十条 次に掲げる法律の規定中「自治庁」を「自治省」に改める。
一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）
二 稅理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）
（國家公務員法等の一部改正）
第三十一条 次に掲げる法律の規定中「国家消防本部」を「消防庁」に改める。
一 国家公務員法（昭和二十一年法律第二百三十号）
二 消防法（昭和二十三年法律第一百八十六号）
三 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）
四 公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）
（行政書士法等の一部改正）
第三十二条 次に掲げる法律の規定中「総理府令」を「自治省令」に改める。
一 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和二十九年法律第二百一十六号）
第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」とあるのは、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」と変更して同条の規定を適用する。
（地方公営企業法等の一部改正）
第三十三条 次に掲げる法律の規定中「総理府令」を「自治省令」に改める。
一 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）
二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和二十九年法律第二百一十六号）
第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」とあるのは、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」と変更して同条の規定を適用する。
（地方公営企業法等の一部改正）
第三十四条 次に掲げる法律の規定中「内閣総理大臣」を「自治大臣」に改める。
一 地方公営企業法（昭和二十六年法律第一百二十六号）
二 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）
第六条に基づく施設及び区域並びに、「総理府令」を「自治省令」に改める。

びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第一百九十二号）
二 消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）
（政治資金規正法等の一部改正）
第三十五条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に改める。
一 政治資金正法（昭和二十三年法律第二百九十四号）
二 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）
（この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律が施行されないときは、前条第二号中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の間に開設された施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」とあるのは、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律」と変更して同条の規定を適用する。）
三 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第二百四十二号）
四 地方道路譲与税法（昭和三十一年法律第二百十三号）
五 特別とん課と税法（昭和三十二年法律第七十七号）
六 中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭和三十二年法律第二百三十八号）
七 行政書士法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第二百三十六号）

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）
二 國有資產等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）
（審査報告書は都合により追録に掲載）
第三十六条 次に掲げる法律の規定中「自治庁長官」を「自治大臣」に、「総理府令」を「自治省令」に、「自治省の職員」に改める。
一 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）
二 地方税法（昭和二十六年法律第一百二十六号）
（この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和二十九年法律第二百一十六号）並びに、「行うこと」を「行ない」とを削り、「行うこと」を「行ない」と並びに、）

一 建設工事用機械技能者の養成及び訓練を行なうこと」に改める。
二 第四条第二項中「前条第一十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の経営一般の監督に関するもの、同条第二十五号」を「前条第二十七号」に改め、同条第三項中「及び第十七号」を「第十七号及び第十七号の二」に改め、同条第六項中「のうちの下に「日本住宅公団の経営一般の監督に関するもの、並びに」を加え、同条第七項中「第二十六号の二」の下に「、第二十六号の四」を加える。
三 第五条の三第一項中「関するもの」の下に「並びに日本住宅公団の業務で土地区画整理事業及び水面埋立事業以外の事業に係るものに關するもの」を加える。
四 第六条及び第七条（第七条の見出しを含む。）中「地理調査所」を「国土地理院」に改める。
五 第八条第一項中「第九号」の下に「、第九号の二」を「第十一号」の下に「、第十一号の二」を加える。
六 第九条の二第一項中「関するもの」の下に「、同条第二十六号の五に規定する事務のうち建設工事用機械技能者の養成及び訓練に関するもの並びに同条第一項の二に規定する事務のうち産業開発青年隊の幹部の訓練に関するもの」を加える。
七 第十条第一項の表中河川審議会の項の次に次のように加える。

一 建設工事用機械技能者の養成及び訓練を行なうこと」に改める。
二 第四条第二項中「前条第一十三号の五に規定する事務のうち日本住宅公団の経営一般の監督に関するもの、同条第二十五号」を「前条第二十七号」に改め、同条第三項中「及び第十七号」を「第十七号及び第十七号の二」に改め、同条第六項中「のうちの下に「日本住宅公団の経営一般の監督に関するもの、並びに」を加え、同条第七項中「第二十六号の二」の下に「、第二十六号の四」を加える。
三 第五条の三第一項中「関するもの」の下に「並びに日本住宅公団の業務で土地区画整理事業及び水面埋立事業以外の事業に係るものに關するもの」を加える。
四 第六条及び第七条（第七条の見出しを含む。）中「地理調査所」を「国土地理院」に改める。
五 第八条第一項中「第九号」の下に「、第九号の二」を「第十一号」の下に「、第十一号の二」を加える。
六 第九条の二第一項中「関するもの」の下に「、同条第二十六号の五に規定する事務のうち建設工事用機械技能者の養成及び訓練に関するもの並びに同条第一項の二に規定する事務のうち産業開発青年隊の幹部の訓練に関するもの」を加える。
七 第十条第一項の表中河川審議会の項の次に次のように加える。

査会は各界の学識経験者二十人以内で組織することとし、さらに十人以内の専門調査員及び十人以内の幹事を置くこといたしてあります。この調査会は、この法律の公布の日から二年間設置されることとなつております。

補償をするというがこときことは考へておらぬということは、従来政府の一貫した方針であるが、この農地改革といふ大変動によつて多數の人々が急激な変化を受け、日本の農村における旧地主の生活や生業に急変を及ぼしていく

になりますので、これがため所要の改
正を行なっております。なお、消防庁
の組織、所管事務及び権限は、従前の
通り消防組織法の定めるところによる
ものといたしてあります。第二は、自
治省の機構の点でありますが、内部部

務、沖縄に関する事務等を自治省に移管することの要否、自治省設置にあたる
り、現在地方自治に関する総理大臣の権限を自治大臣に全面的に移管する
ことの要否、国家消防本部を自治省に統合する理由等の諸点につき、質疑応
答が行なわれました。

の所掌事務について所要の改正を行なふ
わんとするものであります。なお、本
法律案は衆議院において施行期日につ
いて所要の修正が行なわれました。

補償をするというふじきことは、從来政府の一向貫した方針であるが、この農地改革となる大変動によって多數の人々が急激な変化を受け、日本の農村における旧地主の生活や生業に急変を及ぼしたことから生じてゐる種々の不安ということを考えて、その間の実情を十分把握して、何らかの措置を講ずる必要の有無の点は、政治問題として政府の考へるべき問題である。政府としてはこのようない見解をもつて本法律案を提出したのであって、農地改革の実質を変更するというがごときことを全然意図しているものではない旨の答弁がありました。

去る十八日の委員会におきまして實議を終わり、別に討論もなく、よつて直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、自治庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず本法律案の内容について申し上げます。第一は、自治庁を自治省とし、國家消防本部をこれに統合して自治省の外局として消防厅を置こうとするものであります。自治省の権限は、現行の自治庁及び國家消防本部のままであります。ただ、省の設置に伴い、從来内閣総理大臣の権限に属していた事務が自治大臣の権限に移ること

正を行なつております。なお、消防庁の組織、所管事務及び権限は、従前の改まりますので、これがため所要の改正を行なつております。第二は、自治省の機構の点であります。内部部局はすべて現在の自治庁のままでし、付属機関として、従来の自治庁の付属機関のはかに、これまで総理府の付属機関であった奄美群島復興審議会を自治省に移管することといたしております。

主要な改正点は以上の二点であります。が、なおこのほか、自治省の設置に伴い、職員の引き継ぎその他従前の処理分等に関する経過措置を定めるとともに、関係法律の整理を行なうこととしております。なお、本法律案は、衆議院において、自治庁の省昇格に伴い関係法律の整理につき所要の修正が行なわれました。

内閣委員会は前後三回委員会を開き、この間、石原自治庁長官その他の閣僚政府委員の出席を求めまして慎重に審議をおきました。本法律案の審議を行ないましたが、そ

の審議におきまして、省昇格は内務省の復活ではないかといふ世論もあり、特に自治省と警察とはいかなる関係になるのかといふ点、中央政府の自治体に対する監督権が拡大される点の有無、自治省昇格の機会に地方制度に関する事務をできるだけ自治省に統合する考え方はないか、特に、開発関係の事

務、沖縄に關する事務等を自治省に統管することの要否、建設省設置にあたるの権限を自治大臣に全面的に移管することの要否、国家消防本部を自治省に統合する理由等の諸点につき、質疑応答が行なわれました。

去る十八日の委員会において質疑を終わり、別に討論もなく、よって直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもつて衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

所掌事務について所要の改正を行なわんとするものであります。なお、本法律案は衆議院において施行期日について所要の修正が行なわれました。

内閣委員会は前後五回にわたり委員会を開き、この間、村上建設大臣その他関係政府委員の出席を求めて本審議におきましたが、その審議と並んで、公共用地取得制度調査会を設置する目的、現行土地収用法の欠陥と目される点、現在の土地収用法の運営の実情、調査会の運営と委員の選任、公共用地収用の際住民の移転先のあつせん等生活保障の方法を講ずること、砂防行政機構の強化等の諸点につき質疑応答が行なわれました。

去る十八日の委員会におきまして質疑を終わり、別に討論もなく、よって直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもって衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、外務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず本法律案の内容を申し上げますと、外務省に新たに外務審議官一人を置き、外務省の所掌事務の一部を総括整理せしめようとするものであります。

内閣委員会は前後三回にわたり委員会を開き、この間、藤山外務大臣その他関係政府委員の出席を求めて本

法律案を慎重に審議いたしましたが、その審議におきまして、今回外務審議官を特に設置せんとする理由、外務審議官の職務の内容及び事務次官と外務審議官との職務上の関係等につき質疑応答が行なわれました。

去る十八日の委員会において質疑を行なわれました。

終わり、別に討論もなく、よって直ちに本法律案を採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより五案の採決をいたします。

まことに、運輸省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総賛起立と認めます。よって本案は全会一致をもつて委員会修正通り議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、農地被買收者問題調査会設置法案、自治庁設置法の一部を改正する法律案、建設省設置法の一部を改正する法律案、外務省設置法の一部を改正する法律案、以上四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

官報号外

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって四案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第七、薬事法案、日程第八、薬剤師法案(いすれも内閣提出)、

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長加藤武徳君。

以上御報告申立てたと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。

- 二、費用
- 本法律施行のため別に費用を要しない。
- (1) 医薬品の乱売は嚴として慎むべきである。政府は、速かに各地の乱売を終結せしめるよう、極力対策を講すべきである。
- (2) 政府は、行政措置を以て医薬品の卸売業と小売業の区分を明確にし、両者の販売方法については、混乱を来たさざるよう指導し、小売業者との間に經濟的紛争を起した場合については、都道府県知事は速かに小売商業調整特別措置法第十五条による調停斡旋を行うよう、政府は、都道府県知事に強く要請すべきである。
- (3) 政府は、中小企業団体の組織に関する法律に基く商工組合の結成を指導促進せしめ、特に適正且つ効果的な調整規定の設定を認めよう、考慮すべきである。
- (4) 政府は、地方薬事審議会の任務を明確に定め、且つその執行権限を擴張せしめ得るよう、政府は、地元の薬局に協力せしめ得るよう、対策を講すべきである。
- (5) 「医薬部外品」については、作業用極めて緩和なるもののみに限定し、本法第二条第二項の各号に挙げられたるものと雖も、医薬品と外品となざざるよう、政府において十分の注意をなすべきである。
- (6) 政府は、本法第二条第四項による「医療用具」には、歯科材料を含むものであることの解釈を徹底せしめ、且つ可及的速かに、この用語の改正をなすべきである。
- (7) 本法第三十九条の届出等については許可事項にすべきもの等検討すべきである。
- (8) 薬局の適正配置を計り、以て国民皆保険に協力せしめ得るよう、対策を講すべきである。
- (9) 医薬品の製造発売に関する、徒効果的なる調整規定の設定を認められた他の製品を模倣し、宣伝広告を競うが如き現状の改善措置を講じ、特に医薬品の広告については、諸外国の例に照らし、その取締に厳しく嚴重なる規制をおき、且つ発売者が十分の自重をなすよう

- る、政府において指導すべきである。
- (10) 合成医薬品の製造方法特許申請に対する優秀なる新医薬品を速かに医療用に供せしめることの必要性に鑑み、その審査の促進を計るべきである。

昭和三十五年四月二十六日
内閣總理大臣 岸 信介

薬事法案

昭和三十五年四月二十六日
内閣總理大臣 岸 信介

第一節 毒薬及び劇薬の取扱い (第四十四条—第四十九条)	第二節 医薬品の取扱い (第四十一条)
第三節 医薬部外品の取扱い (第五十九条—第六十一条)	第四節 化粧品の取扱い (第六十一条—第六十二条)
第五節 医療用具の取扱い (第六十三条—第六十五条)	第六章 医薬品等の広告 (第六十六条—第六十八条)
第七章 監督 (第六十九条—第七十七条)	第八章 医薬品等の広告 (第六十九条—第七十七条)
第十章 雜則 (第七十八条—第八十三条)	第九章 監督 (第六十九条—第七十七条)
第十一章 罰則 (第八十四条—第八十九条)	附則

第一章 総則 (目的)	二 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、器具器械(衛科材料、医療用品及び衛生用品を含む。以下同じ。)でないもの(医薬部外品を除く。)
第一条 この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具に関する事項を規制し、その適正をはかることを目的とする。	三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、器具器械(衛科材料、医療用品及び衛生用品を含む。以下同じ。)でないもの(医薬部外品を除く。)
第二条 この法律で「医薬品」とは、次の各号に掲げる物をいう。	四 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止
第三条 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容髪を変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つため	五 この法律で「医薬部外品」とは、(中央薬事審議会)

第六条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。	一 吐き気その他不快感又は口臭若しくは体臭の防止
二 あせも、ただれ等の防止	二 脱毛の防止、育毛又は除毛
三 四人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止	五 この法律で「化粧品」とは、(医薬部外品試験に関する重要事項)(薬剤師国家試験に関する事項を含む。以下同じ。)に関する事項を含む。
第五条 厚生大臣の諮問に応じ、薬事(医療用具に関する事項を含む。以下同じ。)に関する事項を含む。	第六条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。
第六条 その薬局の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。	一 その薬局の構造設備が、厚生省令で定める基準に適合しないとき。
第七条 医薬品を取り扱う場所であつて、第五条第一項の許可を受けた薬局(以下単に「薬局」という。)でないものには、薬局の名称を附	二 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行なう役員

二 中央薬事審議会の組織、運営その他中央薬事審議会に関する必要な事項は、政令で定める。	イ 第七十五条第一項の規定により許可を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者
第三章 薬局 (開設の許可)	ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者ハ イ及びロに該当する者を除くほか、この法律、麻薬取締法(昭和二十五年法律第三百三号)、毒物及び劇物取締法(昭和二十九年法律第十四号)、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)その他の薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者
第五条 薬局は、その所在地の都道府県知事の許可を受けなければ、開設してはならない。	二 前項の許可は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
第六条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。	三 薬局を管理する薬剤師の第九条に規定する義務の遂行を著しく阻害することが明白である者
第七条 医薬品を取り扱う場所であつて、第五条第一項の許可を受けた薬局(以下単に「薬局」という。)でないものには、薬局の名称を附	四 その性癖素行に照らして、薬局を管理する薬剤師の第九条に規定する義務の遂行を著しく阻害することが明白である者

二 中央薬事審議会を置く。	五〇五
三 第二章 薬事審議会 (中央薬事審議会)	六 同じ。が、次のイから木まで
四 第三条 厚生大臣の諮問に応じ、薬事(医療用具に関する事項を含む。以下同じ。)に関する重要な事項を含む。	七 その日から三年を経過していない者
五 その他の薬事審議会に開設するため、厚生省令で定める基準に適合しないとき。	八 同じ。が、次のイから木まで
六 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行なう役員	九 同じ。が、次のイから木まで

2 前項の許可については、第十三

条の規定を準用する。

(休廃止等の届出)

第十九条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者は、

その製造所を廃止し、休止し、若しくは休止した製造所を再開した

とき、又は医薬品製造管理者、医

薬部外品、化粧品若しくは医療用

具の製造所の責任技術者その他厚生省令で定める事項を変更した

ときは、十日以内に、厚生大臣に

その旨を届け出なければならな

(都道府県知事の経由)

第二十条 この節の規定による許可、許可の更新若しくは承認(第

十四条の規定による承認を除く。)の申請又は届出は、製造所の所在

地の都道府県知事を経由して行な

わなければならない。

第二十一条 この節の規定による承認の申請は、申請者の住所地(法人の場合)にあつては、主たる事務所の所在地とする。以下同じ。)の都道府

県知事を経由して行なわなければ

ならない。ただし、当該品目を製造しようとする製造所の所在地の都道府県知事を経由して行なうこ

ともできる。

(省令への委任)

第二十二条 この節に定めるものの

ほか、製造業の許可、許可の更

新、製造品目の承認、製造所の管

理その他医薬品、医薬部外品、化

粧品又は医療用具の製造業に關し

必要な事項は、厚生省令で定め

る。

第二節 輸入販売業

(輸入販売業の許可)

第二十二条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入販売業

の許可を受けた者でなければ、そ

れぞれ、業として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入をしてはならない。

2 前項の許可は、厚生大臣が営業所ごとに与える。

3 第一項の許可は、二年ごとにそ

の更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の許可は、厚生大臣が営業所ごとに与える。

3 第一項の許可は、二年ごとにそ

の更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(準用)

第二十三条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入販売業について、第十三条から第二十

一条までの規定を準用する。

(医薬品の販売業の許可)

第二十四条 藥局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなけ

れば、業として、医薬品を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

(省令への委任)

(配置することを含む。以下同じ。)

してはならない。ただし、医薬品が法人であるときは、その業務を

の製造業者又は輸入販売業者が、行なら役員及び政令で定めるこれ

に準ずる者を含む。次項及び第三

十条第二項において同じ。)が、次

2 前項の許可は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の許可は、申請者(申請者

が法人であるときは、その業務を

に従い品目を指定して与える。

2 次の各号のいずれかに該当する

ときには、前項の許可を与えないこ

とができる。

1 申請者が、第六条第二号イからニまでのいずれかに該当する

とき。

3 前項第二号の知識経験を有する

かどうかの認定に關し必要な事項

は、政令で定める。

2 各都道府県ごとに、その都道府

県知事が、厚生大臣の定める基準

に従い品目を指定して与える。

2 次の各号のいずれかに該当する

ときには、前項の許可を与えないこ

とができる。

1 申請者が、第六条第二号イからニまでのいずれかに該当する

とき。

2 前項第二号の知識経験を有する

かどうかの認定に關し必要な事項

は、政令で定める。

関する公務所の証明書の提示を受けて毒薬又は劇薬を販売し、又は授与するときは、前項の規定を適用しない。これらの者であつて常時取引関係を有するものに販売し、又は授与するときも、同様とする。

3 第一項の文書は、譲渡人において、譲渡の日から二年間、保存しなければならない。

(交付の制限)

第四十七条 毒薬又は劇薬は、十四歳未満の者その他安全な取扱いをすることについて不安があると認められる者には、交付してはならない。

(貯蔵及び陳列)

第四十八条 薬務上毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。

(直接の容器等の記載事項)

第五十条 医薬品は、その直接の容器又は直接の被包に記載されるべき事項を記載しなければならない。

2 前項の場合において、毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。

(要指示医薬品の販売)

第四十九条 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から处方せんの交付又は指示を受けた者以外の者に対し

一 製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所
二 名称(日本薬局方による定められた名稱)、その他の医薬品で一般的の文字

者、医薬品の製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは家畜診療施設の開設者に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

2 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、その薬局又は店舗に帳簿を備え、医師、歯科医師又は獣医師から处方せんの交付又は指示を受けた者に対しても前項に規定する医薬品を販売し、又は授与したときは、厚生省令の定めるところにより、その医薬品の販売又は授与に關する事項を記載しなければならない。

3 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

(直接の容器等の記載事項)

六 第四十二条第一項の規定によつてその基準が定められた医薬品にあつては、「貯法」、「有効期間」その他の基準において直接の容器又は直接の被包に記載されるように定められた事項

七 日本薬局方に収められていない医薬品にあつては、その有効成分の名称(一般的名称があるものにあつては、その一般的名称)及びその分量(有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨)

八 習慣性があるものとして厚生大臣の指定する医薬品にあつては、「注意—習慣性あり」の文字

九 前条第一項の規定により厚生大臣の指定する医薬品にあつては、「注意—医師等の処方せしめ、厚生大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。

10 前各号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項

第十一条 医薬品の直接の容器又は直接の被包が小売のために包装されている場合において、その直接受けの容器又は直接の被包に記載された第四十四条第一項若しくは第二項又は前条各号に規定する事項が外部の容器又は外部の被包を透かして容易に見ることができないときは、その外部の容器又は外部の被包にも、同様の事項が記載されなければならない。

第十五条 医薬品を一般に購入し、又は当該医薬品を一般に購入する者が読みやすく、理解しやすいような用語による正確な記載がなければならない。

(記載禁止事項)

第十六条 医薬品は、これに添附する文書又はその容器若しくは被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならぬ。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

一 用法、用量その他使用及び取り扱い上の必要な注意

二 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、日本薬局方ににおいてこれに添附する文書又はその容器若しくは被包に記載するように定められた事項

三 第四十二条第一項の規定により医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

四 前各号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項

第五十三条 第四十四条第一項若しくは第二項又は前条各号に規定する事項の記載は、他の文字、記事、図画又は図案に比較して見やすい

場所にされていなければならず、かつ、これらの事項については、厚生省令の定めるところにより、当該医薬品を一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語による正確な記載がなければならない。

第五十四条 医薬品は、これに添附する文書、その医薬品又はその容器若しくは被包(内袋を含む)に、当該医薬品に関する虚偽若しくは誤解を招くおそれのある事項、第十四条(第二十三条において準用する場合を含む)の規定による承認を受けていない効能若しくは効果又は保健衛生上危険がある用法、用量若しくは使用期間が記載されていてはならない。

第五十五条 前五条の規定に触れる医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

2 模造に係る医薬品又は第十二条(販売、授与等の禁止)

第一項、第十八条第一項(第二十

三条において準用する場合を含む。)若しくは第二十二条第一項の規定に違反して製造され、若しくは輸入された医薬品についても、前項と同様とする。

(販売、製造等の禁止)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一 日本薬局方に収められている医薬品であつて、その性状又は品質が日本薬局方で定める基準に適合しないもの

二 第十四条(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による承認を受けた医薬品であつて、その成分又は分量(成分)が不明のものにあつては、その本質又は製造方法がその承認を受けた医薬品である。

三 第四十二条第一項の規定による内容と異なるもの

りその基準が定められた医薬品であつて、その基準(第五十条第六号及び第五十二条第三号に規定する基準を除く。)に適合しないもの

四 その全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは敗敗した物質からなつてゐる医薬品

五 異物が混入し、又は附着している医薬品

六 病原微生物により汚染され、又は汚染されているおそれがある医薬品

七 着色のみを目的として、厚生省令で定めるタル色素以外のタル色素が使用されている医薬品

第五十七条 医薬品は、その全部若しくは一部が有毒若しくは有害な物質からなつてゐるためにその医薬品を保健衛生上危険なものにするおそれがある物とともに、又はこれと同様のおそれがある容器若しくは被包(内袋を含む。)に收められていてはならず、また、医薬品の容器又は被包は、その医薬品の使用方法を誤らせやすいものであつてはならない。

2 前項の規定に触れる医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

(封)

第五十八条 医薬品の製造業者又は輸入販賣業者は、その製造し、又は輸入した医薬品を販売し、又は販売するときは、厚生省令の定めによることにより、医薬品を収めた容器又は被包に封を施さなければならぬ。ただし、医薬品の製造業者に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

第三節 医療部外品の取扱い

(直接の容器等の記載事項)

第五十九条 医療部外品は、その直接の容器又は直接の被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならぬ。ただし、厚生省令に掲げる事項が記載されていなければならぬ。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

一 製造業者又は輸入販賣業者の氏名又は名称及び住所

二 名称

三 名称(一般的の名称があるものにあつては、その一般的の名称)

四 製造番号又は製造記号

五 重量、容量又は個数等の内容

六 厚生大臣の指定する医療部外品にあつては、有効成分の名称(一般的の名称があるものにあつては、その一般的の名称)及びその分量(有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨)

七 前各号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項

(準用)

第六十条 医療部外品については、

第四節 化粧品の取扱い

(直接の容器等の記載事項)

第六十一条 化粧品は、その直接の容器又は直接の被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならぬ。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

一 製造業者又は輸入販賣業者の氏名又は名称及び住所

二 名称

三 厚生大臣の指定する化粧品にあつては、製造番号又は製造記号

四 第十四条第一項の規定により厚生大臣の指定する成分を含有する化粧品にあつては、その成

第五節 医療用具の取扱い

(直接の容器等の記載事項)

第六十三条 医療用具は、その医療用具又はその直接の容器若しくは直接の被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならぬ。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

一 製造業者又は輸入販賣業者の氏名又は名称及び住所

二 厚生大臣の指定する医療用具にあつては、製造番号又は製造記号

三 厚生大臣の指定する医療用具

十七条までの規定を準用する。この場合において、第五十一条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前三条」とあるのは、「第五十九条又は第六十条において準用する第五十一条」と、第五十五条第一項中「前五条」とあるのは、「第五十九条又は第六十条において準用する第五十四条」と、第五十六条第三号中「第四十二条第一項」とあるのは、「第四十二条第二項」といなければならぬ。ただし、厚生省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

一 製造業者又は輸入販賣業者の氏名又は名称及び住所

二 「医療部外品」の文字

三 名称(一般的の名称があるものにあつては、その一般的の名称)

四 製造番号又は製造記号

五 重量、容量又は個数等の内容

六 厚生大臣の指定する医療部外品にあつては、有効成分の名称(一般的の名称があるものにあつては、その一般的の名称)及びその分量(有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨)

七 前各号に掲げるもののほか、厚生省令で定める事項

(準用)

第六十条 医療部外品については、

第五十一条及び第五十三条から第五十七条までの規定を準用する。

この場合において、第五十一条中「第四十四条第一項若しくは第二項又は前三条」とあるのは、「第五十九条」と、第五十三条中「第五十二条第一項若しくは第二項又は前三条」とあるのは、「第六十一

(昭和二十二年法律第百九十七号)
第三条第一項第一号中「薬事法
第二十六条第一項(医薬品製造業
の登録)の規定により医薬品製造
業の登録」を「薬事法(昭和三十
五年法律第一号)第十二条第一
項(医薬品製造業の許可)の規定
による医薬品の製造業の許可」に
改める。

事法第二十九条第一項（医薬品販売業の登録）の規定により登録を「薬事法第二十六条第一項（医薬品の一般販売業の許可）又は第十八条第一項（薬業商販売業の許可）」の規定により許可に改め

登録」を「薬事法第十二条第一項（製造業の許可）又は第二十二条第一項（輸入販売業の許可）の規定により医薬品の製造業又は輸入販売業の許可」に改め、同表第三号中「薬事法第二十六条第一項の規

第二条中「葬事法(昭和二十三年法律第一百九十七号)」を「墓事法(昭和三十五年法律第一号)」に改める。

一一一

定し、その業務である調剤については、調剤録の備え付、保存その他規定の整備を行なつたものでおおむね妥当な措置と認める。なお、別紙の附帯決議を行なつた。

二、費用

本法律施行のため別に費用を要しない。

卷之三

(1) 本法第一条に言うところの一薬事衛生」とは、調剤、医薬品の製造、保存、管理、販売、鑑定、取扱い等の業務

道 保有

二、衛生、犯罪の食品衛生

衆衛生上の毒 為を含むもの

を、政府と

(2) も～きてある

いて検討すべ

右
藥劑師法案

国会に提出する

昭和二十五年

藥劑師法案

目次

第一章 總則

第三十一条の六第一項第二号中「薬事法第二十八条（医薬品の輸入販売業）において準用する同法第二十六条第一項（医薬品製造業の登録）」の規定により医薬品輸入販売業の登録を「薬事法第二十二条第一項（輸入販売業の許可）」の規定により医薬品の輸入販売業の許可に改め、同条第二項中「薬

第三十二条第一項中「薬事法第五十条」を「薬事法第七十七条」に改める。

に改め、同項第五号中「薬局の登録」を「薬局開設の許可」に改める。

社会労働
委員長 加藤 武徳
参議院議長 松野鶴平殿
要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、薬剤師が調剤、
医薬品の供給その他衛生をつ
かさることによつて、公衆衛生の
向上及び増進に寄与する旨を規

右
国会に提出する。
昭和三十五年四月二十六日
内閣総理大臣 岸 信介
薬剤師法案

第二章 免許(第二条—第十条)

第三章 試験(第十一条—第十八条)

(相対的欠格条項)
第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

第四章 薬務(第十九条—第二十一条)

八条

第五章 罰則(第二十九条—第三十三条)

十三条

附則

第一章 総則

(薬剤師の任務)

第一条 薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第二章 免許

(免許)

第二条 薬剤師にならうとする者は、厚生大臣の免許を受けなければならない。

(免許の要件)

第三条 薬剤師の免許(以下「免許」という。)は、薬剤師国家試験(以下「試験」という。)に合格した者に対してもえる。

第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。
一 未成年者、禁治産者又は準禁治産者
二 目が見えない者、耳がきこえない者

厚生大臣に具申しなければならない。

納に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験

期大学を除く。)において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者の者。

4 第一項又は第二項の規定により免許を取り消された者であつて

も、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

(試験の実施)

第十二条 試験は、毎年少なくとも一回、厚生大臣が行なう。

も一回、厚生大臣が行なう。

(薬剤師試験審議会)

第十三条 厚生大臣の諮問に応じ、試験に関する重要な事項を調査審議させ、及び試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に、附屬機関として薬剤師試験審議会(以下「審議会」といふ。)を置く。

第十四条 審議会の組織、運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第十五条 審議会の委員その他試験に關する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當つて歴止を保持し、不正の行為がないようしなければならない。

第十六条 試験を受けようとする者は、二千円をこえない範囲内において厚生省令で定める額の手数料を納めなければならない。

第十七条 試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができます。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第十八条 この章に規定するもののほか、試験の科目、受験手續その他試験に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第十九条 薬剤師でない者は、販売

第五条 免許は、薬剤師名簿に登録され、免許に關する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第六条 厚生省に薬剤師名簿を備え、免許に關する事項を登録する。

(薬剤師名簿)

第七条 免許は、薬剤師名簿に登録することによつて行なう。

2 厚生大臣は、免許を与えたときは、薬剤師免許証を交付する。

(免許の取消し等)

第八条 薬剤師が、第四条各号のい

るところにより、毎年十二月三十

一日現在において、その氏名、住

所その他厚生省令で定める事項

を、翌年一月十五日までに、その

住所地の都道府県知事を經由して

厚生大臣に届け出なければならぬ。

3 都道府県知事は、薬剤師につい

て前二項の処分を行なわれる必要があると認めるときは、その旨を

第十一条 この章に規定するものは、 一 免許の申請、薬剤師名簿の登録、訂正及び消除並びに免許証の交付、書換え交付、再交付及び返

一 學校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短

期大学を除く。)において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者の者。

第四章 業務

(調剤)

第十九条 薬剤師でない者は、販売

又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調剤するとき、又は歯科医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは、この限りでない。

一 患者又は現にその看護に当つている者が特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合

二 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第二十二条各号の場合

合又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第二十一条各号の場合

（名称の使用制限）

第二十条 薬剤師でなければ、薬剤師又はこれにまぎらわしい名称を用いてはならない。

（調剤の求めに応ずる義務）

第二十一条 調剤に従事する薬剤師又はこれにまぎらわしい名称を用いてはならない。

（調剤された薬剤の表示）

第二十五条 薬剤師は、販売又は授与の目的で調剤した薬剤の容器又は被包に、処方せんに記載された患者の氏名、用法、用量その他厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

の調剤所において、その病院若しくは診療所において、その病院若しくは診療所又は家畜診療施設で診療に従事する医師若しくは歯科医師又は歯科医師の処方せんによつて調剤する場合及び厚生省令で別段の定めをした場合は、この限りでない。

一 患者又は現にその看護に当つている者が特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合

二 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第二十二条各号の場合

合又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第二十一条各号の場合

（处方せんによる調剤）

第二十三条 薬剤師は、医師、歯科医師又は歯科医師の処方せんによつて調剤してはならない。

2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は歯科医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

（处方せん中の疑義）

第二十四条 薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は歯科医師に問い合わせて、その疑わしい点を確めた後でなければ、これによつて調剤してはならない。

（調剤録）

第二十八条 薬局開設者は、薬局に調剤録を備えなければならない。

2 薬剤師は、薬局で調剤したときは、調剤録に厚生省令で定める事項を記入しなければならない。ただし、その調剤により当該処方せんが調剤済みとなつたときは、この限りでない。

3 薬局の開設者は、第一項の調剤録を、最終の記入の日から三年間、保存しなければならない。

（第五章 罰則）

第二十九条 第十九条の規定に違反した者（医師、歯科医師及び歯科医師を除くは、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。）

くは診療所又は家畜診療施設で診療に従事する医師若しくは歯科医師又は歯科医師の処方せんによつて調剤する場合及び厚生省令で別段の定めをした場合は、この限りでない。

（处方せんによる調剤）

第二十三条 薬剤師は、医師、歯科医師又は歯科医師の処方せんによつて調剤してはならない。

2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は歯科医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

（处方せんの保存）

第二十七条 薬局開設者は、当該薬局で調剤済みとなつた処方せんを、調剤済みとなつた日から三年間、保存しなければならない。

（第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三万円以下の罰金に処する。）

一 第十四条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題をもらし、又は故意に不正の採点をした者

二 第十九条の規定に違反した医師、歯科医師又は歯科医師を除くは、三年までの規定に違反した者

3 旧法の規定によつてなされた薬剤師名簿への登録は、この法律の規定によつてなされた薬剤師名簿への登録とみなす。

4 旧法の規定によつて交付された薬剤師免許証は、この法律の規定によつて交付された薬剤師免許証とみなす。

5 旧法の規定によつてなされた免許の取消し又は業務の停止の処分は、この法律の相当規定によつてなされたものとみなす。この場合において、業務の停止の期間は、なお従前の例による。

附 則

1 この法律は、薬事法（昭和三十年五月法律第号）の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に薬事法（昭和二十三年法律第百九十七号、以下「旧法」という。）の規定による薬剤師免許を受けている者は、この法律の規定による免許を受けた者とみなす。

3 旧法の規定によつてなされた薬剤師名簿への登録は、この法律の規定によつてなされた薬剤師名簿への登録とみなす。

4 旧法の規定によつて交付された薬剤師免許証は、この法律の規定によつて交付された薬剤師免許証とみなす。

5 旧法の規定による免許の取消し等

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条第二項の規定による業務停止の命令に違反した者

二 第二十二条 第二十三条又は第二十五条の規定に違反した者

三 第二十九条の規定に違反した者

四 第三十一条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題をもらし、又は故意に不正の採点をした者

五 第十九条の規定に違反した医師、歯科医師又は歯科医師を除くは、三年までの規定に違反した者

六 第二十四条又は第二十六条から第二十八条までの規定に違反した者

七 第二十九条の規定に違反した者

八 第三十二条 第九条又は第二十条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

九 第三十三条 法人の代表者又は法人の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十七条又は第二十八条第一項若しくは第三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、第三一条の罰金刑を科する。

一〇 第三十四条 法人の代表者又は法人の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十七条又は第二十八条第一項若しくは第三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、第三一条の罰金刑を科する。

一一 第三十五条 法人の代表者又は法人の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十七条又は第二十八条第一項若しくは第三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、第三一条の罰金刑を科する。

一二 第三十六条 法人の代表者又は法人の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十七条又は第二十八条第一項若しくは第三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、第三一条の罰金刑を科する。

一三 第三十七条 法人の代表者又は法人の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十七条又は第二十八条第一項若しくは第三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、第三一条の罰金刑を科する。

一四 第三十八条 法人の代表者又は法人の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十七条又は第二十八条第一項若しくは第三項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、第三一条の罰金刑を科する。

によって御承知願いたいと存じます。

かくて質疑討論を終了し、両案を一括して採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、高野委員より、薬剤師法案及び薬事法案に対し、各会派共同提案にかかるそれぞれ次の附帯決議を付するの動議が提出せられました。

薬剤師法案に対する附帯決議案

- (1) 本法第一条に言うところの「薬衛生」とは、調剤医薬品の製造、保存、管理、試験、鑑定、販売授与を含むほか、薬剤師がなすことの食品衛生、水質検査等、環境衛生、犯罪の化学的鑑定その他公衆衛生上の薬学的、衛生化学的行為を含むものであるとの解釈を、政府として明確にして徹底せしむべきである。

薬事法案に対する附帯決議案

- (2) 政府は、薬剤師会の法制化について検討すべきである。

薬事法案に対する附帯決議案

- (3) 政府は、地方薬事審議会の任務の重要性に鑑み、之が都道府県丸々設置せられるよう適当な配慮をなすべきである。

薬事法案に対する附帯決議案

- (4) 特例販売業については、医薬品の特殊性に鑑み、極力新規の許可をなさざるよう努力し、特例販売品目は、速かに改訂し、且つその品目を極力圧縮し、特例販売品目を都道府県知事が指定する場合は、政府が定めたる基準の範囲内ではなさしむべきである。

薬事法案に対する附帯決議案

- (5) 「医薬部外品」については、作用の乱用を終止せしめるよう、極力べきである。政府は、速かに各地の対策を講ずべきである。
- (2) 政府は、行政措置を以て医薬品の卸売業と小売業の区分を明確にし、両者の販売方法については、認めらるべきものは、之を医薬部外品となさざるよう、政府において十分の注意をなすべきである。

定をなし、且つ医薬品製造業者、卸売業者及び中小企業者に非ざる者がそれぞれ小売営業を行つて、事は速かに小売商業調整特別措置

法第十五条による調停斡旋を行なうよう、政府は、都道府県知事に強く要請すべきである。

政府は、中小企業団体の組織に関する法律に基づく商工組合の結成を指導促進せしめ、特に適正且つ効果的な調整規定の設定を認めよう、考慮すべきである。

政府は、地方薬事審議会の任務の重要性に鑑み、之が都道府県丸々設置せられるよう適当な配慮をなすべきである。

薬局の適正配置をはかり、以て国民皆保険に協力せしめ得るよう、対策を講すべきである。

医薬品の製造発売に関する、徒然に他の製品を模倣し、宣伝広告を競うが如き現状の改善措置を講じ、特に医薬品の広告についても、政府において指導すべきである。

は、諸外国の例に照らし、その取締に關し厳重なる規制をおき、且つ発売者が十分の自重をなすよう、政府において指導すべきである。

合成医薬品の製造方法特許申請に対する、優秀なる新医薬品を速かに医療用に供せしめることの必要性に鑑み、その審査の促進を計るべきである。

以上の三案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。建設委員長岩沢忠恭君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上三案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。建設委員長岩沢忠恭君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上三案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。建設委員長岩沢忠恭君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上三案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

(6) 政府は、本法第二条第四項による「医療用具」には、歯科材料を含むものであるとの解釈を徹底せしめ、且つ可及的速かに、この用語の改正をなすべきである。

(7) 本法第三十九条の届出等につい

ては許可事項にすべきもの等検討すべきである。

(8) 薬局の適正配置をはかり、以て国民皆保険に協力せしめ得るよう、対策を講すべきである。

(9) 医薬品の製造発売に関する、徒然に他の製品を模倣し、宣伝広告を競うが如き現状の改善措置を講じ、特に医薬品の広告についても、政府において指導すべきである。

は、諸外国の例に照らし、その取締に關し厳重なる規制をおき、且つ発売者が十分の自重をなすよう、政府において指導すべきである。

合成医薬品の製造方法特許申請に対する、優秀なる新医薬品を速かに医療用に供せしめることの必要性に鑑み、その審査の促進を計るべきである。

以上の三案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。建設委員長岩沢忠恭君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上三案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。建設委員長岩沢忠恭君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上三案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。建設委員長岩沢忠恭君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上三案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告求めます。建設委員長岩沢忠恭君。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上三案を一括して議題とするに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって両案は全会一致をもつて可決せられました。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、保証事業会社の保証を条件として公共工事の発注者

が前払いを行なつた場合に、請求負者が債務を履行しなければ、発注者は工事完成保証人に工事の完

成を請求し、保証会社は、保証金相当額を限度として、工事完成保

証人と協議して定める金額を、これに支払うことができるものとしよるとするものであつて、

このことは工事完成保証人の債務履行を容易にし、公共工事の適正な施工を確保し得るおおむね妥当な措置であると認める。

この法律施行のために別に費用を要しない。

この法律施行のためには別に費用を要しない。

この法律の一部を改正する法律案

地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法

一、内閣を改正する法律案

日程第十一、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅

地盤沈下による災害に伴う公営住宅

第二条第三項中「前払金の保証」の下に「(これに関連して行なう第十三条の二第一項の規定による支払を含む。)」を加え、同条に次の二項を加える。

5 この法律において「保証契約」とは、前払金の保証(これに関連して行なう第十三条の二第一項の規定による支払を含む。)に関する契約をいう。

第四条第三項中「前払金の保証に關する契約(以下「保証契約」といふ。)」を「保証契約」に改める。

第十三条の次に次の二条を加える。

(工事完成保証人に対する支払)
第十三条の二 保証契約に係る公共工事の請負者がその責に帰すべき事由に因り債務を履行しないために発注者がその請負契約を解除できる場合において、その解除をしないで工事完成保証人(保証契約)に係る公共工事の請負者がその請負債務を履行しない場合において、請負者に代わって自らその工事を完成することを発注者に對して約する者をいう。以下同じ。)にその工事を完成するに請求するとともに、その旨を保証事業会社に通知し、工事完成保証人がこれを完成したときは、保証事業会社は、保証約款で定めるところにより、発注者がその解除をしたとするならば支払を請求する。

ことができた保証金に相当する額を限度として、工事完成保証人が請負者に求償することができる金額を工事完成保証人に対して支払うことができる。

2 保証事業会社及び工事完成保証人は、協議により、発注者の意見を聞いて、前項に規定する支払の額を予定することができる。

第十七条第三項中「保証債務を」を「保証債務(第十三条の二第一項の規定による支払を含む。以下本条中同じ。)」に改める。

第十八条第一項中「発注者の同意」を「発注者(第十三条の二第一項の規定による支払に關する事項が保証約款に定められている場合においては、工事完成保証人を含む。以下本条中同じ。)の同意」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法案

昭和三十五年六月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野 鶴平殿

施行するチリ地震津波に係る災害復旧に關する事業を含む。)をいう。

第三条 津波対策事業に關する主務大臣は、当該津波対策事業につき、かつ、チリ地震津波対策審議会の審議を経て、その事業計画(津波対策事業計画)

第五条 政府は、津波対策事業計画を実施するために必要な措置を講じ、かつ、国の財政の許す範囲内においてその実施を促進する」とに努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 総理府設置法の一部改正

第十五条第一項の表中台風常襲地帯対策審議会の項の次に次のように加える。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に關する特別措置法(昭和三十五年法律第百二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

3 主務大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、速滞なく、津波対策事業計画を関係地方公共団体に通知しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、津波対策事業計画の変更について準用する。

〔チリ地震津波対策審議会〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律案

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右附帯決議を朗読いたします。

裁判所法の一部を改正する法律

案に対する附帯決議

政府並びに裁判所当局は、急拠左

記事項の実現に努力すること。

一、裁判官及びその他の裁判所職員

の増員並びにこれに伴う諸施設の

整備を図り、裁判の適正迅速の要

請に対応すべきこと。

一、裁判所書記官及び家庭裁判所調

査官に対しては、事務分配の適正

とその合理的な運用により、負担の

過重を来たさないよう特に配慮す

ること。

一、裁判所書記官の定員を充実し

て、その執務体制を整備すること。

かくて討論を終局し、政府原案並び

に附帯決議案につきそれぞれ採決いた

しましたところ、いずれも全会一致を

もって可決すべきものと決定いたしま

した。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより両案の採決をいたし

ます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め

ます。よつて両案は全会一致をもつて

可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十四、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地

方行政委員会理事鍋島直紹君。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年六月十七日

衆議院議長 潤瀬 一郎

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

(起債の特例)

第一条 昭和三十五年五月のチリ地

震津波による災害を受けた地方公

共団体のうち政令で定めるもの

は、次の各号に掲げる場合におい

ては、昭和三十五年度に限り、地

方財政法(昭和二十三年法律第百

九号)第五条の規定にかかる

ず、地方債をもつてその財源とする

ことができる。

一、地方税、使用料、手数料その

他の徴収金で命令で定めるもの

の当該災害のための減免であつ

て、その程度及び範囲が被災の

状況に照らし相当と認められる

ものによつて生ずる財政収入の

不足を補う場合

二、当該災害に係る災害救助対

策、伝染病予防対策その他これら

に類する命令で定める災害対

策に通常要する費用で当該地方

公共団体の負担に属するものの

財源とする場合

(地方債の引受け)

第二条 前条の地方債は、国が資金

運用部資金又は簡易生命保険及郵

便年金特別会計の積立金をもつて

その全額を引き受けるものとす

る。

2 前項の場合における利息の定率

及び償還の方法は、政令で定め

る。

(起債許可についての協議)

第三条 自治大臣は、第一条の規定

による地方債について地方自治法

の特例としまして、今回災害を受

けました地方公共団体のうち政令で定

めるものが地方税、使用料、手数料等

の減免により生ずる歳入の不足を補う

場合、または一定の災害対策に要する

費用の財源とする場合におきまして

は、地方債をもつてその財源とするこ

とができるものとしたのであります。

一方に於けるものとしますが、資

金の融通に関する暫定措置法の一部を改

正する法律案

とができないものといたしましたが、資

金の融通に関する暫定措置法の一部を改

正する法律案

費用の財源とする場合におきまして

は、地方債をもつてその財源とするこ

とができるものといたしましたが、資

金の融通に関する暫定措置法の一部を改

正する法律案

同組合に対し、二分の一を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が二分の一をこえる率による補助をする場合に、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

2. 前項の特定漁業施設設置費とは、同項の漁業協同組合が特別被害漁村の区域内に住所を有する組合員の共同利用に供するための漁業施設（網漁具を含む。）で政令で定めるものを設置するために要する経費をいふものとする。

1 昭和三十五年五月のチリ地震津 建造に関する特別措置法

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案

附
則

この法律は、公布の日から施行す

○堀本宜実君登壇、拍手

1 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害（以下「チリ地震津波災害」という。）に係る小型漁船の被害が著しい都道府県で政令で定めるものが、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対

〔堀本宣実君登壇、拍手〕

等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案は、特に著しい被害を受けた地域の被害漁業者に対する緊急資金の貸付制度に特別

のについては、十分の九以内の国庫補助をすることとするものであります。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案は、特定の特別被害漁村の全部または一部をその地区内に含む漁業協同組合が、その特別被害漁村内に住んでいる組合員の共同利用に供する水産養殖施設、

方法及び伊勢湾台風の場合の措置と今回の措置との比較等に關して、諸般の事項について政府の見解がただされたのでありますて、これが詳細は会議録に譲ることを御了承いただきたいと存じます。

かくて質疑を終わり、討論に入り、別に発言もなく、続いて順次採決の結果、これら法律案四件は、いずれも全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案

昭和三十五年六月十七日

來議院議長 清瀬 一郎
參議院議長 松野鶴平殿

は、被害漁基地のものについては、一力所の復旧事業費を三万円に引き下げ、國の補助率を十分の九に引き上げ、その他の地域については國の補助率を十分の五に引き上げるとともに、被害の大きかった地域におけるカキ、真珠及び真珠貝の養殖施設の災害復旧事業に対し、事業費が三万円以上のものについては、十分の九以内の國庫補助をすることとしようとするものであります。

次に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法案は、特定の特別被害漁村の全部または一部をその地区内に含む漁業協同組合が、その特別被害漁村内に住んでいる組合員の共同利用に供する水産養殖施設、網、漁具等特定の漁業施設を設置するためには必要な経費に対して、都道府県が二分の一補助する場合、國はその同額を補助しようとするものであります。

最後に、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案は、小型漁船の被害著しい損害を受けた組合員の共同利用の大きい漁業協同組合が、これら所有經營する小型漁船が沈没、滅失その他

に供するため、小型の漁船を建造するにあたって、その経費の三分の一以上を補助する場合、国はその二分の一を補助しようとするものであります。委員会におきましては、政府当局からこれらの法律案の提案理由その他について説明を聞き、一括して質疑に入り、これら法律の実施に関する具体的な方法及び伊勢湾台風の場合の措置と今回の措置との比較等に關して、諸般の事項について政府の見解がただされたのでありますて、これが詳細は会議録に譲ることを御了承いただきたいと存じます。

かくて質疑を終わり、討論に入り、別に発言もなく、続いて順次採決の結果、これら法律案四件は、いずれも全会一致をもつて原案通り可決すべきと決議いたしました。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

四案全部を問題に供します。四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて四案は全会一致をもつて可決せられました。

の融通に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたしました。

まず委員長の報告を求めます。商工委員長山本利壽君。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年六月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に

対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に

対する資金の融通に関する特別措置法（目的）

第一条 この法律は、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者について、その

事業の再建に必要な資金（以下「再

建資金」という。）の融通を円滑にするため、商工組合中央金庫の貸付利率の引下げのための措置を定めることにより、その事業の再建を促進し、経営の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「指定被害中小企業者」とは、次に掲げる者で政令で定めるものをいう。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、前条の災害を受けた中小企業者及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接に構成員とする団体（以下「中小企業者団体」という。）

二 中小企業者団体であつて、その直接又は間接の構成員のうち前号に掲げる者を含むもの（商工組合中央金庫に対する利子補給）

第三条 政府は、商工組合中央金庫が指定被害中小企業者に対する貸付率を除く。）に対する貸付けについては、五十万円（その指定被害中小企業者の直接又は間接に所属する中小企業者団体が当該指定被害中小企業者に対する利子補給金の支給の対象となる額があるときは、その対象となる額を控除した金額）までの額に相当する金額の合計

2 転貸資金の貸付けを受ける中小企業者団体がその転貸資金を被害を受けている場合において、その転貸する額のうち利子補給金の支給の対象となる額があるときは、その対象となる額を控除した金額

○山本利壽君登壇、拍手

この法律は、公布の日から施行する。

第五条 第三条の契約により政府が支給する利子補給金の額は、商工組合中央金庫が貸し付けた再建資金の額のうち利子補給金の支給の対象となる金額につき前条第一項に規定する利率により計算した利子の額と、当該利子補給金の支給の対象となる金額につき商工組合中央金庫がその貸付けと同種類の貸付けを行なう場合における通常の利率により計算した利子の額との差額に相当する金額とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○山本利壽君登壇、拍手

まことに昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今次の災害を受けた中小企業者に対する再建資金の融通の円滑化をはかるための措置として、商工組合中央金庫が行なう災害融資について、その貸付利率を引き下げるため、通常利率との差額を同金庫に対して利子補給を行なわんとするものであります。

本委員会におきましては、中小企業者の被災状況、伊勢湾台風の際とられた

第五条 第四条 前条の契約による利子補給金の支給の対象となる貸付けは、

二 中小企業者団体に対する貸付け（次号の貸付けを除く。）については、百五十万円

三 中小企業者団体に対する再建資金であつて、その直接又は間

きる金額の総額は、二億五千万円を限度とする。

第六条 第四条前条の契約による利子補給金の支給の対象となる資金の融通に関する特別措置法案

た立法措置との相違点等について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告を終わります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本来全部を問題に供します。本案に賛成の議員の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

[参事朗読]

本日委員長から左の報告書が提出されました。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案可決報告書
日本電信電話公社法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。運輸委員長平昌敏夫君。

【審査報告者は都合により追跡に掲載】

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年六月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び
は衆議院修正)

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

第七条第二項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第九条の二中「第六条第一項」を「第六条」に改め、同条第五号を次のように改める。

第五 第六条の特別急行料金、急行

の寝台その他の設備の利用につい

ての料金は、日本国有鉄道が定め

る。

第五 第六条の特別急行料金、急行

の寝台その他の設備の利用につい

ての料金は、日本国有鉄道が定め

る。

第二条第二項を次のよう改める。

第三条を次のように改める。

一 二等の賃率は、営業キロ一キロメートルごとに、三百キロメートル二円四十錢、三百キロメートルをこえる部分については一円二十錢とする。													
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4
168	136	115	107	103	100	95	92	88	84	100	92	85	79
199	162	137	127	122	118	113	109	105	100	118	109	101	93
230	187	158	147	141	137	131	127	121	115	137	127	117	108
262	218	180	167	160	155	149	144	137	131	155	144	132	123
293	238	201	187	180	174	167	161	154	147	174	161	148	137
324	264	223	207	199	193	184	178	170	162	193	178	164	152
356	289	245	227	218	211	202	196	187	178	211	196	180	167
387	314	266	247	237	230	220	213	203	194	230	213	196	181
418	340	288	267	256	248	238	230	220	209	248	230	212	196
450	365	309	287	275	267	256	247	236	225	267	247	228	211
481	391	331	307	295	286	274	265	253	241	286	265	243	225
512	416	352	327	314	304	291	282	269	256	304	282	259	240
544	442	374	347	333	323	309	299	285	272	323	299	275	255
575	467	395	367	352	341	327	316	302	287	360	333	307	284
606	493	417	387	371	360	345	333	318	303	379	351	323	299
638	518	438	407	391	379	363	351	335	319	379	351	323	299

別表第二

第七条第二項の規定による車扱貨物賃率表

(一グラムトンにつき)

等級 キロ メートルまで	普通										特別			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4
キロメートルまで	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5	168	136	115	107	103	100	95	92	88	84	100	92	85	79
10	199	162	137	127	122	118	113	109	105	100	118	109	101	93
15	230	187	158	147	141	137	131	127	121	115	137	127	117	108
20	262	218	180	167	160	155	149	144	137	131	155	144	132	123
25	293	238	201	187	180	174	167	161	154	147	174	161	148	137
30	324	264	223	207	199	193	184	178	170	162	193	178	164	152
35	356	289	245	227	218	211	202	196	187	178	211	196	180	167
40	387	314	266	247	237	230	220	213	203	194	230	213	196	181
45	418	340	288	267	256	248	238	230	220	209	248	230	212	196
50	450	365	309	287	275	267	256	247	236	225	267	247	228	211
55	481	391	331	307	295	286	274	265	253	241	286	265	243	225
60	512	416	352	327	314	304	291	282	269	256	304	282	259	240
65	544	442	374	347	333	323	309	299	285	272	323	299	275	255
70	575	467	395	367	352	341	327	316	302	287	360	333	307	284
75	606	493	417	387	371	360	345	333	318	303	379	351	323	299
80	638	518	438	407	391	379	363	351	335	319	379	351	323	299

昭和三十五年六月三十日 参議院会議録第二十六号 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

五二九

85	669	544	460	426	410	397	380	368	351	334	397	368	339	314
90	700	569	481	446	429	416	398	385	368	350	416	385	355	328
95	732	594	503	466	448	434	416	402	384	366	434	402	370	343
100	763	620	524	486	467	453	434	420	401	381	453	420	386	358
110	800	650	550	510	490	475	455	440	420	400	475	440	405	375
120	837	680	575	534	513	497	476	460	439	419	497	460	424	392
130	874	710	601	557	535	519	497	481	459	437	519	481	442	410
140	911	740	626	581	558	541	518	501	478	456	541	501	461	427
150	948	770	652	604	581	563	539	522	498	474	563	522	480	444
160	985	801	677	628	603	585	560	542	517	493	585	542	499	462
170	1,022	831	703	652	626	607	581	562	537	511	607	562	518	479
180	1,059	861	728	675	649	629	603	583	556	530	629	583	536	497
190	1,096	891	754	699	672	651	624	603	576	548	651	603	555	514
200	1,133	921	779	723	694	673	645	623	595	567	673	623	574	531
210	1,170	951	805	746	717	695	666	644	614	585	695	644	592	549
220	1,207	981	830	760	739	717	686	664	634	603	717	664	611	566
230	1,244	1,010	855	793	762	738	707	684	653	622	738	684	630	583
240	1,280	1,040	880	816	784	760	728	704	672	640	760	704	648	600
250	1,317	1,070	905	840	807	782	749	724	691	659	782	724	667	617
260	1,354	1,100	931	863	829	804	770	745	711	677	804	745	685	635
270	1,390	1,130	956	886	852	826	791	765	730	695	826	765	704	652
280	1,427	1,160	981	910	874	847	812	785	749	714	847	785	722	669
290	1,464	1,189	1,006	933	897	869	833	805	769	732	869	805	741	686
300	1,501	1,219	1,032	957	919	891	853	825	788	750	891	825	760	703
310	1,537	1,249	1,057	980	942	913	874	846	807	769	913	846	778	721
320	1,574	1,279	1,082	1,003	964	935	895	866	826	787	935	866	797	738
330	1,611	1,309	1,107	1,027	987	956	916	886	846	805	956	886	815	755
340	1,647	1,339	1,133	1,050	1,009	978	937	906	865	824	978	906	834	772
350	1,684	1,368	1,158	1,074	1,032	1,000	958	926	884	842	1,000	926	853	790
360	1,721	1,398	1,183	1,097	1,054	1,022	979	946	903	860	1,022	946	871	807
370	1,758	1,428	1,208	1,121	1,077	1,044	1,000	967	923	879	1,044	967	890	824
380	1,794	1,458	1,234	1,144	1,099	1,065	1,021	987	942	897	1,065	987	908	841
390	1,831	1,488	1,259	1,167	1,122	1,087	1,041	1,007	961	916	1,087	1,007	927	858
400	1,868	1,518	1,284	1,191	1,144	1,109	1,062	1,027	981	934	1,109	1,027	946	876
410	1,904	1,547	1,309	1,214	1,166	1,130	1,083	1,047	1,000	952	1,130	1,047	964	892
420	1,940	1,576	1,334	1,237	1,188	1,152	1,103	1,067	1,018	970	1,152	1,067	982	909
430	1,976	1,605	1,358	1,260	1,210	1,173	1,124	1,087	1,037	988	1,173	1,087	1,000	926
440	2,012	1,635	1,383	1,283	1,232	1,195	1,144	1,107	1,056	1,006	1,195	1,107	1,019	943
450	2,048	1,664	1,408	1,306	1,254	1,216	1,165	1,126	1,075	1,024	1,216	1,126	1,037	960
460	2,084	1,693	1,433	1,329	1,277	1,237	1,185	1,146	1,094	1,042	1,237	1,146	1,055	977
470	2,120	1,723	1,458	1,352	1,299	1,259	1,206	1,166	1,113	1,060	1,259	1,166	1,073	994
480	2,156	1,752	1,482	1,375	1,321	1,280	1,226	1,186	1,132	1,078	1,280	1,186	1,091	1,011
490	2,192	1,781	1,507	1,398	1,343	1,302	1,247	1,206	1,151	1,096	1,302	1,206	1,110	1,028
500	2,228	1,810	1,532	1,421	1,365	1,323	1,267	1,225	1,170	1,114	1,323	1,225	1,128	1,045
525	2,316	1,882	1,592	1,476	1,418	1,375	1,317	1,274	1,216	1,158	1,375	1,274	1,172	1,086
550	2,403	1,963	1,652	1,532	1,472	1,427	1,367	1,322	1,262	1,202	1,427	1,322	1,217	1,127
575	2,491	2,024	1,713	1,588	1,526	1,479	1,417	1,370	1,308	1,245	1,479	1,370	1,261	1,168
600	2,579	2,095	1,773	1,644	1,579	1,531	1,467	1,418	1,354	1,289	1,531	1,418	1,305	1,209
625	2,666	2,166	1,833	1,700	1,633	1,583	1,516	1,466	1,400	1,333	1,583	1,466	1,350	1,254
650	2,754	2,237	1,893	1,756	1,687	1,635	1,566	1,514	1,446	1,377	1,635	1,514	1,394	1,291
675	2,841	2,308	1,953	1,811	1,740	1,687	1,616	1,563	1,492	1,421	1,687	1,563	1,438	1,332
700	2,929	2,380	2,014	1,867	1,794	1,739	1,666	1,611	1,538	1,464	1,739	1,611	1,483	1,373
725	3,016	2,451	2,074	1,923	1,848	1,791	1,716	1,659	1,584	1,508	1,791	1,659	1,527	1,414
750	3,104	2,522	2,134	1,979	1,901	1,843	1,765	1,707	1,630	1,552	1,843	1,707	1,571	1,455
775	3,192	2,593	2,194	2,035	1,955	1,895	1,815	1,755	1,676	1,596	1,895	1,755	1,616	1,496
800	3,279	2,664	2,254	2,090	2,009	1,947	1,865	1,804	1,722	1,640	1,947	1,804	1,660	1,537
825	3,367	2,735	2,315	2,146	2,062	1,999	1,915	1,852	1,768	1,683	1,999	1,852	1,704	1,573
850	3,454	2,807	2,375	2,202	2,116	2,051	1,965	1,900	1,813	1,727	2,051	1,900	1,749	1,619
875	3,542	2,878	2,435	2,258	2,169	2,103	2,014	1,948	1,859	1,771	2,103	1,948	1,792	1,660
900	3,629	2,949	2,495	2,314	2,223	2,155	2,064	1,996	1,905	1,815	2,155	1,996	1,837	1,701

925	3,717	3,020	2,555	2,370	2,277	2,207	2,114	2,044	1,951	1,859	2,207	2,044	1,882	1,742
950	3,805	3,091	2,616	2,425	2,330	2,259	2,164	2,093	1,997	1,902	2,259	2,093	1,926	1,783
975	3,892	3,162	2,676	2,481	2,384	2,311	2,214	2,141	2,043	1,946	2,311	2,141	1,970	1,825
1,000	3,980	3,234	2,736	2,537	2,438	2,363	2,264	2,189	2,089	1,990	2,363	2,189	2,015	1,866
1,050	4,155	3,376	2,857	2,649	2,545	2,467	2,363	2,285	2,181	2,077	2,467	2,285	2,103	1,948
1,100	4,330	3,518	2,977	2,760	2,652	2,571	2,463	2,382	2,273	2,165	2,571	2,382	2,192	2,030
1,150	4,505	3,660	3,097	2,872	2,760	2,675	2,562	2,478	2,365	2,253	2,675	2,478	2,281	2,112
1,200	4,680	3,803	3,218	2,984	2,867	2,779	2,662	2,574	2,457	2,340	2,779	2,574	2,369	2,194
1,250	4,856	3,945	3,338	3,095	2,974	2,883	2,762	2,671	2,549	2,428	2,883	2,671	2,458	2,276
1,300	5,031	4,087	3,459	3,207	3,081	2,987	2,861	2,767	2,641	2,515	2,987	2,767	2,547	2,353
1,350	5,206	4,230	3,579	3,319	3,189	3,091	2,961	2,863	2,733	2,603	3,091	2,863	2,635	2,440
1,400	5,381	4,372	3,699	3,430	3,296	3,195	3,060	2,960	2,825	2,691	3,195	2,960	2,724	2,522
1,450	5,556	4,514	3,820	3,542	3,403	3,299	3,160	3,056	2,917	2,778	3,299	3,056	2,813	2,605
1,500	5,731	4,657	3,940	3,654	3,511	3,403	3,260	3,152	3,009	2,866	3,403	3,152	2,901	2,687
1,550	5,906	4,799	4,061	3,765	3,618	3,507	3,359	3,249	3,101	2,953	3,507	3,249	2,990	2,769
1,600	6,082	4,941	4,181	3,877	3,725	3,611	3,459	3,345	3,193	3,041	3,611	3,345	3,079	2,851
1,650	6,257	5,084	4,302	3,989	3,832	3,715	3,559	3,441	3,285	3,128	3,715	3,441	3,167	2,933
1,700	6,432	5,226	4,422	4,100	3,940	3,819	3,658	3,538	3,377	3,216	3,819	3,538	3,256	3,015
1,750	6,607	5,368	4,542	4,212	4,047	3,923	3,758	3,634	3,469	3,304	3,923	3,634	3,345	3,097
1,800	6,782	5,511	4,663	4,324	4,154	4,027	3,857	3,730	3,561	3,391	4,027	3,730	3,433	3,179
1,850	6,957	5,653	4,783	4,435	4,262	4,131	3,957	3,827	3,653	3,479	4,131	3,827	3,522	3,261
1,900	7,133	5,795	4,904	4,547	4,369	4,235	4,057	3,923	3,745	3,566	4,235	3,923	3,611	3,344
1,950	7,308	5,937	5,024	4,659	4,476	4,339	4,156	4,019	3,837	3,654	4,339	4,019	3,699	3,426
2,000	7,483	6,080	5,145	4,770	4,583	4,443	4,256	4,116	3,929	3,741	4,443	4,116	3,788	3,508
2,050	7,658	6,222	5,265	4,882	4,691	4,547	4,356	4,212	4,020	3,829	4,547	4,212	3,877	3,590
2,100	7,833	6,364	5,385	4,994	4,798	4,651	4,455	4,308	4,112	3,917	4,651	4,308	3,965	3,672
2,150	8,008	6,507	5,506	5,105	4,905	4,755	4,555	4,405	4,204	4,004	4,755	4,405	4,054	3,754
2,200	8,184	6,649	5,626	5,217	5,013	4,859	4,654	4,501	4,296	4,092	4,859	4,501	4,143	3,836
2,250	8,359	6,791	5,747	5,329	5,120	4,963	4,754	4,597	4,388	4,179	4,963	4,597	4,231	3,918
2,300	8,534	6,934	5,867	5,440	5,227	5,067	4,854	4,694	4,480	4,267	5,067	4,694	4,320	4,000
2,350	8,709	7,076	5,988	5,552	5,334	5,171	4,953	4,790	4,572	4,354	5,171	4,790	4,409	4,083
2,400	8,884	7,218	6,108	5,664	5,442	5,275	5,053	4,886	4,664	4,442	5,275	4,886	4,497	4,165
2,450	9,059	7,361	6,228	5,775	5,549	5,379	5,153	4,983	4,756	4,530	5,379	4,983	4,586	4,247
2,500	9,234	7,503	6,349	5,887	5,656	5,483	5,252	5,079	4,848	4,617	5,483	5,079	4,675	4,329
2,550	9,410	7,645	6,469	5,999	5,764	5,587	5,352	5,175	4,940	4,705	5,587	5,175	4,763	4,411
2,600	9,585	7,788	6,590	6,110	5,871	5,691	5,451	5,272	5,032	4,792	5,691	5,272	4,852	4,493
2,650	9,760	7,390	6,710	6,222	5,978	5,795	5,551	5,368	5,124	4,880	5,795	5,368	4,941	4,575
2,700	9,935	8,072	6,830	6,334	6,085	5,899	5,651	5,464	5,216	4,968	5,899	5,464	5,029	4,657
2,750	10,110	8,215	6,951	6,445	6,193	6,003	5,750	5,561	5,308	5,055	6,003	5,561	5,118	4,739
2,800	10,285	8,357	7,071	6,557	6,300	6,107	5,850	5,657	5,400	5,143	6,107	5,657	5,207	4,821
2,850	10,461	8,499	7,192	6,669	6,407	6,211	5,950	5,753	5,492	5,230	6,211	5,753	5,295	4,904
2,900	10,636	8,641	7,312	6,780	6,515	6,315	6,049	5,850	5,584	5,318	6,315	5,850	5,384	4,986
2,950	10,811	8,784	7,433	6,892	6,622	6,419	6,149	5,946	5,676	5,405	6,419	5,946	5,473	5,068
3,000	10,986	8,926	7,553	7,004	6,729	6,523	6,248	6,042	5,768	5,493	6,523	6,042	5,561	5,150
以上50キロメートルまでを増すごとに	175	142	120	112	107	104	99	96	92	88	104	96	89	82

(附則)

1 この法律は、公布の日から起算して
一日を経過した日
から施行する。

2 民事訴訟費用法(一部改正)
法律第六十四号の一部を次のよ
うに改正する。

3 刑事訴訟費用法(大正十年法律
第六十八号)の一部を次のように
改正する。

4 通行税法(昭和十五年法律第四
十三号)の一部を次のように改
正する。

第三条中「(汽船等ノ二等ノ乗客及
汽船ノ二等ノ乗客ヲ除ク)」を「(汽
船等ノ第一号ニ規定スル等級ノ乗客及
汽船ノ第二号ニ規定スル等級ノ乗客
ヲ除ク)」に、「汽船等ノ三等ノ乗客
又ハ汽船ノ二等ノ乗客」を「汽船等ノ
第一号ニ規定スル等級ノ乗客又ハ汽

船ノ第二号ニ規定スル等級ノ乗客」

に改め、同条第一号中「三等」の下に

「等級ヲ一等及二等ニ分チタルモノニ在リテハ二等」を加え、同条第二

号中「二等」の下に「(等級ヲ一等及二等ニ分チタルモノニ在リテハ二等)」を加える。

第四条中「一等、二等及三等」を「一等及二等又ハ一等、二等及三等」に改め、同条第二号中「二等及三等」を「一等及二等」に改める。

附則第四項中「同法第六条ノ規定ニ依リ日本国有鉄道ノ定ムル」を削る。

5 公職選挙法(昭和二十一年法律五百号)の一部を次のようにより改正する。(公職選挙法の一部改正)

第六条第一項第一号

第五条第一項第一号

法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、法律改正の理由について政府の説明するところを申しますと、最近、自動車、航空機の進出に伴い、從来国鉄が国内輸送の分野において占めてきた地位は著しく変動し、総輸送量に占める国鉄の比重も年々低下し、かつて国鉄が陸上輸送において独占的地位を持つておった当時のままの運賃制度では多くの不合理を生ずるに至りましたので、国鉄の近代化の促進と輸送の質的改善をはかるため、不増収不減収を建前として、運賃制度の改訂を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、各委員から、鐵道運賃制度調査会の答申と改正案との関係、運賃決定の四原則に対する政府の見解、国鉄経営のあり方、すなわち公共性と企業性の問題、今回の改正案における不増収不減収の方針と、赤字経営の国鉄として経営改善をはかるためさらなる徹底した賃率の改正を行なう意思の有無等の点について、質疑が行なわれました。これらの点については、速記録により御承知を願います。

以上で質疑を終了し、討論に入りました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め可決せられました。

本案全部を問題に供します。本案に

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認め可決せられました。

日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項に次のただし書を加える。

日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を改正する法律案

正する法律

日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を改正する法律案

正する法律

日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を改正する法律案

- 一、日程第十 昭和三十五年五月
チリ地震津波による災害を受けた
地域における津波対策事業に関する特別措置法案
- 一、日程第十一 昭和三十五年五月
のチリ地震津波による災害に伴う
公営住宅法の特例に関する法律案
- 一、日程第十二 裁判官の災害補償
に関する法律案
- 一、日程第十三 裁判所法の一部を
改正する法律案
- 一、日程第十四 晴天による被害農
林漁業者等に対する資金の融通に
関する暫定措置法の一部を改正す
る法律案
- 一、日程第十五 天災による被害農
林漁業者等に対する資金の融通に
關する暫定措置法の一部を改正す
る法律案
- 一、日程第十六 昭和三十五年五月
のチリ地震津波による災害を受け
た水産業施設の災害復旧事業に関
する特別措置法案
- 一、日程第十七 昭和三十五年五月
のチリ地震津波による災害を受け
た漁村における漁民の共同利用に
供する特定の漁業施設の設置に関
する特別措置法案
- 一、日程第十八 昭和三十五年五月
のチリ地震津波による災害を受け
た漁業者の共同利用に供する小型

の漁船の建造に関する特別措置法 案	
一、日程第十九 昭和三十五年五月 のチリ地震津波による災害を受けた 中企業者に対する資金の融通に 關する特別措置法案	
一、国有鉄道運賃法の一部を改正す る法律案	
一、日本電信電話公社法の一部を改 正する法律案	
一、日本電信電話公社法の一部を改 正する法律案	
出席者は左の通り。	
議員	議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君	
村山 道雄君	
櫻井 志郎君	谷口 麗吉君
大谷藤之助君	
白井 勇君	
吉江 勝保君	稻浦 鹿藏君
苦米地英俊君	
堀 末治君	前田 久吉君
杉原 荒太君	下村 定君
山本 杉君	太田 正孝君
笠森 順造君	
吉澤 良吉君	泉山 三六君
天登 天登君	谷村 貞治君
鍋島 直紹君	米田 正文君
北畠 敦真君	岸田 幸雄君
川上 為治君	金丸 富夫君
安部 清美君	正利君
手島 栄君	徳永 万平君
柴田 佐藤 芳男君	林田 正治君
中野 孝一君	
文門君	

増原 恵吉君	平島 敏夫君	青木 一男君	木村鶯太郎君
勝俣 稔君	山本 利壽君	伊能繁次郎君	岡村文四郎君
後藤 義隆君	塩見 梅二君	大谷 黄雄君	重政 廉徳君
秋山俊一郎君	上原 正吉君	石原幹市郎君	植竹 春彦君
松平 勇雄君	田中 啓一君	野田 俊作君	湯澤三千男君
岡崎 真一君	古池 信三君	井野 碩哉君	
武藤 常介君			
吉武 恵市君	永野 譲君	岸 信介君	
近藤 鶴代君	杉浦 武雄君		
迫水 久常君	西郷吉之助君		
藤野 繁雄君	高橋進太郎君	内閣総理大臣	
吉澤 雄一君	吉澤 雄一君	法務大臣	
下條 康麿君	小幡 治和君	外務大臣	
小林 英三君	宮澤 喜一君	大蔵大臣	
大沢 雄一君	野村吉三郎君	文部大臣	
前田 佳都男君	林屋龜次郎君	厚生大臣	
横山 フク君	野村吉三郎君	農林大臣	
村上 春藏君	大澤 雄一君	通商産業大臣	
赤間 文三君	吉澤 雄一君	建設大臣	
仲原 善一君	高橋 雄一君	郵政大臣	
村上 春藏君	吉澤 雄一君	労働大臣	
赤間 文三君	高橋 雄一君	運輸大臣	
仲原 善一君	吉澤 雄一君	農林大臣	
村上 春藏君	吉澤 雄一君	通商産業大臣	
赤間 文三君	吉澤 雄一君	建設大臣	
仲原 善一君	吉澤 雄一君	郵政大臣	
村上 春藏君	吉澤 雄一君	労働大臣	
赤間 文三君	吉澤 雄一君	運輸大臣	
仲原 善一君	吉澤 雄一君	農林大臣	
村上 春藏君	吉澤 雄一君	通商産業大臣	
赤間 文三君	吉澤 雄一君	建設大臣	
仲原 善一君	吉澤 雄一君	郵政大臣	
村上 春藏君	吉澤 雄一君	労働大臣	
赤間 文三君	吉澤 雄一君	運輸大臣	
仲原 善一君	吉澤 雄一君	農林大臣	

政府委員	法制局長官 林 修三君	外務大臣官房審議官 福田 駕泰君	運輸省鐵道監督官 柴田 秀次君
		総理府総務長官 加藤 武徳君	
		自治庁長官 官房房長 谷口 弥三郎君	
		内閣官房長官 佐野 廣君	
		内閣官房長官 安井 清一君	
		内閣官房長官 小柳 亨弘君	
		内閣官房長官 木内 清一君	
		内閣官房長官 四郎君	
		内閣官房長官 みつ君	
		内閣官房長官 鎌三君	
		内閣官房長官 みつ君	
		内閣官房長官 中山邦太郎君	
		内閣官房長官 郡 重宗	
		内閣官房長官 定吉君	
		内閣官房長官 下田 武三君	
		内閣官房長官 岩元 真一君	

昭和三十五年六月二十日 参議院会議録第二十六号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価
一部 一五円
(刷良質紙)
(配送料共)
発行所
東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
電話九段四三三一
通關